

共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護
守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘
重要事項説明書
(令和7年7月2日現在)

1 ご利用事業所

名称	守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘
所在地	〒463-0806 愛知県名古屋市守山区百合が丘3005番地
管理者(施設長)	荻原 圭子
電話番号	052-739-2017
FAX番号	052-739-2018
指定事業所番号	2391300569
事業所指定日	令和7年7月1日
基本情報	事業所又はインターネット上で閲覧することができます。 愛知県介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php
共用サービス	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

2 基本理念・基本方針・運営理念

事業者介護事業の 基本理念	①高齢者の生活を支える事業者として、地域との共生を図りながら介護サービスを提供し地域福祉に貢献します。 ②当社が長年手掛けてきた住・食・福祉サービスの事業で蓄積した経験やノウハウを総合化し、介護サービスに活かすことにより、豊かな生活支援につなげます。
事業者グループホーム の基本方針	①利用者一人ひとりが何を大事にしているかを理解し、その人らしい生活を守り、生活の質を高められるよう、利用者の立場と利用者親族の立場になってサービスいたします。 ②住み慣れた地域社会のつながり(地域行事・ボランティア団体・老人会・婦人会等)の中で、周辺症状を軽減する等自立生活を支援していきます。 ③利用者・利用者親族・地域社会のニーズの変化に対応して常に最善のケアを追求し進化していくよう努めます。
事業所の運営理念	「ずっと笑顔に つつまれて、心に届くぬくもりを」を事業者名古屋支店が開設するグループホームの共通理念とし、 ①「ただいま」と「おかえり」が自然に出てくる、我が家のようなホームを目指します。 ②地域と共に、清く、明るく、楽しさ百倍の、笑顔があふれるホームを目指します。

3 事業所の概要

(1) 敷地・建物

敷地	面積	882.71㎡
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	所有形態	事業用定期借地（20年）
建物	延べ床面積	602.86㎡
	構造	鉄骨両方向ブレース構造 2F 建（準耐火建築）
	所有形態	事業者自己所有

※サービスは 1F で提供します。

(2) 定員・交通機関

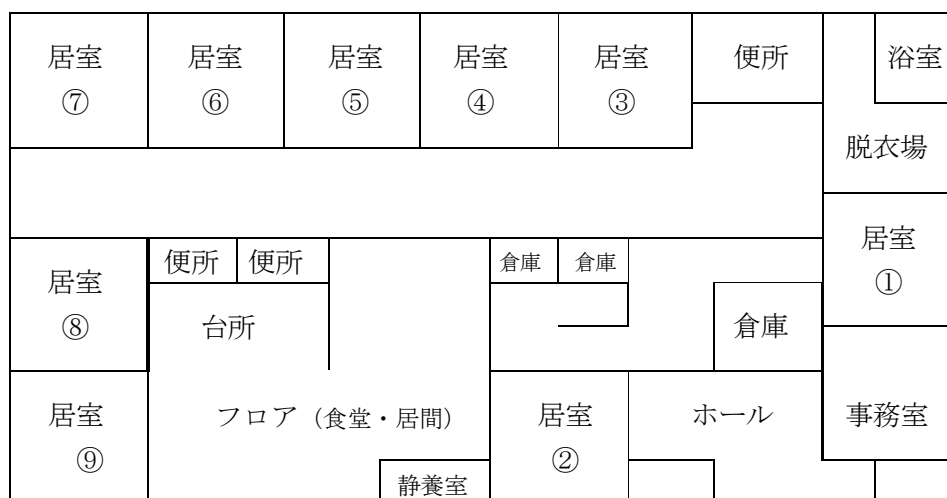
利用定員	3名
最寄りの交通機関	ゆとりーとライン（ガイドウェイバス）「太鼓ヶ根」下車 徒歩3分 「上島」下車 徒歩15分

(3) 主な設備

設備の種類	1F
フロア（居間・食堂）	1ヶ所
台所	1ヶ所
浴室	1室
便所	3ヶ所

設備配置略図

1 階



※利用できる設備は、居室を除く各設備になります。

4 職員体制

職種	職制	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者 (1F) 介護従業者 (1F)	施設長	介護支援専門員 介護福祉士	荻原 圭子	—	・業務の管理及び職員等の管理 ・介護及び支援 ・施設長業務及び付随する業務
計画作成担当者 (1F) 介護従業者 (1F)	介護職員 (1F)	介護支援専門員 介護福祉士	山口 貴弘	—	・介護計画作成業務及び他施設・医療機関との連絡調整 ・介護及び支援
介護従業者 (1F)	介護職員	介護福祉士 ホームヘルパー2級等	6名	3名	・介護及び支援 ・介護業務及び付随する業務

※共用サービスのグループホームの職員（1F）と兼務になります。

5 職員の勤務体制

区 分	勤務時間（基本）	休 日（基本）	員 数
常 勤	A勤務 7：30－16：30 C A勤務 7：00－16：00 B 勤務 11：00－20：00 ※施設長 9：00－18：00	5日勤務後2日休み	6名
非常勤	C勤務 7：00－13：45 D勤務 13：15－20：00	3日勤務後3日休み	3名

6 利用基準

共用サービスである認知症対応型共同生活介護の趣旨に則り、下記条件の全てを満たす方がご利用できます。 なお、サービスご利用開始後に下記条件を満たさなくなったときは、十分なアセスメントをした上で可能な限りの対応を試みても対応が困難な場合、又は十分な説明を試みてもご理解が得られない場合、ご利用をお断りすることがあります。	
要介護（介護予防にあつては要支援）認定者で、かつ認知症であると医師が診断する方。	契約時に、介護保険被保険者証と医師の診断書により確認します。
少人数による共同生活を営むことに支障がない方。	介護拒否・特定職員の指名・意思疎通・衛生上支障のある行為等の状態について、他の利用者に対するサービス提供時間への支障及び他の利用者の衛生保持等の観点から確認します。
自傷他害により共同生活を営むことが困難とみなされない方	暴力・暴言・大声・破壊行為・妨害行為・自傷自殺行為・異食行為・ハラスメント行為等の状態について、他の利用者の生活環境及び精神衛生への影響等の観点から確認します。

医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が常態となっていない方	利用者親族等の協力を前提に、医師の診断並びに利用者及び利用者親族等の希望を踏まえ、症状に対する事業所の対応能力、他の利用者への感染のリスク並びに症状の対応に必要な医療専門職の訪問対応能力等の観点から確認します。 下表は医療管理が必要な方の、受け入れ可否の目安となります。		
	症状	受入可否	備考
	MRSA	可	
	B型肝炎	可	活動期でない方
	C型肝炎	可	活動期でない方
	結核	可	排菌していない方
	疥癬	不可	
	じょく創	不可	
	インスリン	不可	
	人工透析	不可	
	バルーンカテーテル	不可	
	ストーマ	不可	
	吸引	不可	
	胃ろう	不可	
	中心静脈栄養	不可	
	経管栄養	不可	
	在宅酸素	不可	
	人工呼吸器	不可	
事業所の職員体制並びに設備及び機器によりサービス提供が可能と判断できる方	利用者親族等との信頼関係を前提に、身体機能・精神状態・利用者又は利用者親族等からの特別な要望等について、他の利用者のサービス提供時間への支障及び事業所の対応能力等の観点から確認します。		
原則として事業所の所在する市町村に住所を有する方	契約時に、介護保険被保険者証により確認します。 介護保険法上、名古屋市に住所を有する方が対象のサービスとなっています。名古屋市外の方が利用するには、行政間において協議が必要となります。		
原則として親族等に事業所との協働を期待できる方	事業所に介護スタッフが常駐するグループホームの利点を活かし、営業時間の柔軟な運用に努めます。利用者親族等は送迎へのご協力をお願いします。		

7 サービスの内容

通所介護計画の作成	利用者の持てる心身の機能を最大限に発揮でき、安心して日々を過ごすことができるように、適切なアセスメントをした上で、利用者及び利用者親族等の希望を尊重し、生活に即した実現可能な通所介護計画を作成します。
サービスの提供	家庭的な環境のもと、通所介護計画に基づきサービスを提供することで、認知症の進行や生活機能の低下を少しでも和らげるように努めます。
	サービスの提供に当たっての留意事項 次の点に留意し、サービスを提供します。 ・ 個人として尊重し、尊厳を守ること ・ 必要な情報を提供し、主体的な決定を尊重すること ・ 安全と衛生が保たれた環境を維持すること ・ 関係者との交流の自由を保つこと ・ 地域社会の中で差別を受けないこと ・ 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしないこと ・ 虐待行為をしないこと ・ 個人情報を守ること ・ グループホームの利用者へのサービス提供に支障が生じないこと

	種類	内容
	食事	・献立作り・食事作り・盛り付け・配膳・食事・片付けの支援をします。 ・献立・調理方法は、利用者の身体状況・嗜好・栄養のバランスに配慮します。 ※食事時間（基本）（朝食 7:30 ～ 8:30） 昼食 12:00 ～ 13:00 おやつ 15:00 ～ 15:30 （夕食 17:30 ～ 18:30）
	入浴	・衛生面や感染症に配慮し、入浴ができるよう支援します。 身体状態により、シャワー浴又は清拭となる場合があります
	介護	・排泄・整容・更衣・移動・移乗・コミュニケーション等の支援をします。
	地域交流	・屋外散歩・買い物・地域行事への参加等を支援し、また、ボランティアの受け入れ・季節諸行事の開催等を行うことで、地域交流の機会を確保します。
	機能訓練	・掃除・洗濯・屋外散歩等を支援し、また、体操の実施等を行うことで、運動の機会を確保します。
	医療 ・健康管理	・健康状態・生活状況を把握の上記録を作成し、適宜利用者親族等に連絡をします。 ・健康状態についてケアマネジャー等へ連絡調整をします。 ・持参した薬の管理及び服薬の支援をします。 ・健康状態急変時における緊急対応、ケアマネジャー等・利用者親族等への連絡調整をします。 ・予防接種が受けられるように支援をします。
	衛生管理	・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。 ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。 ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。 ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
サービスの提供中止	以下の場合、サービスの提供を中止する場合があります。 ・発熱、嘔吐、下痢、咳等の症状があるとき。 ・健康チェックの結果、体調が悪いと事業者が判断できるとき。 サービスの提供中止時の送迎は自宅までです。病院までの送迎や受診の付添いはできません。状況により送迎への協力をお願いします。	

8 営業日および営業時間

営業日	年中無休 ただし、併設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者のサービス提供に支障が生ずる時は休業日とする場合があります。
営業時間	午前9時から午後6時 但し、利用者及び利用者親族等の個別事情に配慮し延長する場合があります。
サービス提供時間	午前9時から午後6時 但し、利用者及び利用者親族等の個別事情に配慮し延長する場合があります。

延長サービス 提供可能時間	午前 7 時から午前 9 時及び午後 6 時から午後 8 時 但し、送迎に協力頂く場合があります。
------------------	--

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・ご家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者：(施設長 荻原 圭子)
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 サービス利用にあたっての禁止事項

①職員に対する身体的暴力

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
(例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。)

②職員に対する精神的暴力

- ・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。
(例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。)

③職員に対するセクシャルハラスメント

- ・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
(例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。)

上記のような職員へのハラスメントは固くお断りします。上記のようなハラスメント等がご本人・ご家族様に見られた場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

12 ハラスメント対策

当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

- ①円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
- ②特に管理者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- ③ハラスメント防止のために、年1回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。
- ④ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、三菱電機ライフサービス株式会社 名古屋支店 総務課が窓口を担当する。

13 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状、容態の変化や事故が発生した場合は、直ちに、利用者の主治医若しくは協力医療機関に連絡又は消防局に救急対応の依頼をするとともに、速やかに、あらかじめ届けられた連絡先及び市町村に連絡する等必要な処置を講じます。また、事業者の責において事故が発生したときはその損害を賠償します。

14 利用料

① 介護報酬自己負担額 (3 級地 10.83 円/単位) ア. 認知症対応型通所介護費 (Ⅱ) (基本報酬)

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	248	269 円	537 円	806 円
要支援 2	262	284 円	568 円	852 円
要介護 1	267	290 円	579 円	868 円
要介護 2	277	300 円	600 円	900 円
要介護 3	286	310 円	620 円	930 円
要介護 4	295	320 円	639 円	959 円
要介護 5	305	331 円	661 円	991 円

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	260	282 円	563 円	845 円
要支援 2	274	297 円	594 円	891 円
要介護 1	279	303 円	605 円	907 円
要介護 2	290	314 円	628 円	942 円
要介護 3	299	324 円	648 円	972 円
要介護 4	309	335 円	670 円	1,004 円
要介護 5	319	346 円	691 円	1,037 円

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	413	448 円	895 円	1,342 円
要支援 2	436	473 円	945 円	1,417 円
要介護 1	445	482 円	964 円	1,446 円
要介護 2	460	499 円	997 円	1,495 円
要介護 3	477	517 円	1,033 円	1,550 円
要介護 4	493	534 円	1,068 円	1,602 円
要介護 5	510	553 円	1,105 円	1,657 円

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	424	460 円	919 円	1,378 円
要支援 2	447	485 円	969 円	1,453 円
要介護 1	457	495 円	990 円	1,485 円
要介護 2	472	512 円	1,023 円	1,534 円
要介護 3	489	530 円	1,059 円	1,589 円
要介護 4	506	548 円	1,096 円	1,644 円
要介護 5	522	566 円	1,131 円	1,696 円

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	484	525 円	1,049 円	1,573 円
要支援 2	513	556 円	1,111 円	1,667 円
要介護 1	523	567 円	1,133 円	1,700 円
要介護 2	542	587 円	1,174 円	1,761 円
要介護 3	560	607 円	1,213 円	1,820 円
要介護 4	578	626 円	1,252 円	1,878 円
要介護 5	598	648 円	1,296 円	1,943 円

所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

要介護度	単位数 (1 回)	1 割負担 (1 回)	2 割負担 (1 回)	3 割負担 (1 回)
要支援 1	500	542 円	1,083 円	1,625 円
要支援 2	529	573 円	1,146 円	1,719 円
要介護 1	540	585 円	1,170 円	1,755 円
要介護 2	559	606 円	1,211 円	1,816 円
要介護 3	578	626 円	1,252 円	1,878 円
要介護 4	597	647 円	1,293 円	1,940 円
要介護 5	618	670 円	1,339 円	2,008 円

イ. 各種加算（厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定）

※「サービス提供体制強化加算」及び「処遇改善加算」は全ての利用者に算定。その他の加算は対象者のみ算定。

加算種別	算定基準（概要）			
	単位数（1回）	1割負担(1回)	2割負担(1回)	3割負担(1回)
入浴介助加算	Ⅰ：入浴中の利用者の観察を含む介助、また入浴介助に関する研修等を行う			
	40	44 円	87 円	130 円
	Ⅱ：Ⅰの要件に加え、医療関係者と協働の中で利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえて浴室における利用者の動作・浴室の環境を評価すること			
	55	60 円	119 円	179 円
生活機能向上連携加算	Ⅰ：外部のリハビリテーション専門職又は医師等が、職員と共同で作成した個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施			
	100	109 円	217 円	325 円
	Ⅱ：外部のリハビリテーション専門職又は医師等が、事業所を訪問し、職員と共同で作成した個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施。 （個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月）			
	200	217 円	434 円	650 円
口腔・栄養スクリーニング加算	Ⅰ：6 月ごとにご利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行うこと ＊栄養アセスメント・栄養改善・口腔機能向上加算の算定はできない			
	20	22 円	44 円	65 円
	Ⅱ：6 月ごとにご利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行うこと ＊口腔スクリーニング実施→口腔機能向上加算の算定はできない ＊栄養スクリーニング実施→栄養アセスメント・栄養改善加算の算定はできない			
	5	6	11	17
ADL維持等加算	Ⅰ：ADL について利用者への評価を 6 ヶ月ごとに実施し、厚労省へ情報を提供していること			
	30	33 円	65 円	98 円
	Ⅱ：Ⅰの要件と評価対象者の ADL 値の平均値 3 以上であること			
	60	65 円	130 円	195 円
栄養改善加算	事業所職員又は外部の管理栄養士が低栄養状態にある者又はおそれがある者について、計画に基づき栄養改善サービスを提供。（※3 月以内の期間に限り 1 月 2 回を限度）			
	200	217 円	434 円	650 円
栄養アセスメント加算	事業所の従業者として又は外部連携により、管理栄養士を 1 名以上配置していること。また利用者ごとに 3 ヶ月に 1 回以上栄養アセスメントを行う			
	50	55 円	109 円	163 円
口腔機能向上加算	Ⅰ：言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置し、その他の職種のものも共同して利用者ごとの口腔機能改善指導計画を作成している			
	150	163 円	325 円	488 円
	Ⅱ：口腔機能向上加算（Ⅰ）の要件を満たし、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画内容等の情報を LIFE を用いて厚生労働省に提出していること			
	160	174 円	347 円	520 円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身状況等に係る基本的な情報を LIFE を用いて厚生労働省に提出していること、また必要に応じて介護計画を見直すこと			
	40	44 円	87 円	130 円
サービス提供体制強化加算 （※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定）	Ⅰ：介護職員のうち介護福祉士の割合が 60%以上			
	22	24 円	48 円	72 円
	Ⅱ：介護職員のうち介護福祉士の割合が 50%以上			
	18	20 円	39 円	59 円
	Ⅲ：介護職員のうち介護福祉士の割合が 40%以上 勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上のいずれかに適合			
	6	7 円	13 円	20 円

延長加算	サービス提供時間を超えてサービスを提供。（※連続して 9 時間以上サービスを提供する場合に 3 時間を限度として算定）			
	9 時間以上 10 時間未満 50	55 円	109 円	163 円
	10 時間以上 11 時間未満 100	109 円	217 円	325 円
	11 時間以上 12 時間未満 150	163 円	325 円	488 円
	12 時間以上 13 時間未満 200	217 円	434 円	650 円
	13 時間以上 14 時間未満 250	271 円	542 円	813 円
介護職員処遇改善加算	I：事業者が介護職員の処遇改善に要するための原資として、総介護報酬に厚生労働大臣が定める一定の率を乗ずることで算定。 $A = (\text{介護報酬自己負担額} + \text{各種加算}) \times 18.1\%$ $B = A \times 30 \text{ 日分}$			
	A	B×1 割	B×2 割	B×3 割
	II：事業者が介護職員の処遇改善に要するための原資として、総介護報酬に厚生労働大臣が定める一定の率を乗ずることで算定。 $A = (\text{介護報酬自己負担額} + \text{各種加算}) \times 17.4\%$ $B = A \times 30 \text{ 日}$			
	A	B×1 割	B×2 割	B×3 割
	III：事業者が介護職員の処遇改善に要するための原資として、総介護報酬に厚生労働大臣が定める一定の率を乗ずることで算定。 $A = (\text{介護報酬自己負担額} + \text{各種加算}) \times 15.0\%$ $B = A \times 30 \text{ 日}$			
	A	B×1 割	B×2 割	B×3 割
	IV：事業者が介護職員の処遇改善に要するための原資として、総介護報酬に厚生労働大臣が定める一定の率を乗ずることで算定。 $A = (\text{介護報酬自己負担額} + \text{各種加算}) \times 12.2\%$ $B = A \times 30 \text{ 日}$			
	A	B×1 割	B×2 割	B×3 割

② その他の利用料

ア	食材料費（1 食） （朝食 190 円） ・ 昼食 340 円 ・ おやつ 120 円 ・ （夕食 500 円） ※ 欠食される場合は、原則として 1 週間前までにご連絡願います。 ※ 行事食に関してはその内容により食材料費の実費が別途必要となることがあります。
---	--

イ	その他費用 （ア）日常生活費 実費 （おむつ代その他日常生活で必要となる費用） （イ）利用者の故意、重過失又は認知症の症状による行為により、設備又は機器を破損した場合 の補修費用 実費
---	--

15 利用料の支払

支払方法	- お支払方法は「口座自動振替」「振込」「現金」のいずれかをサービスご利用開始前に選んでいただきます。 「口座自動振替」は、三菱 UFJ ファクター株式会社のコレクトサービスを使用し、ご指定の口座から翌月の 27 日（休日の場合は翌営業日）に当月の利用料を振り替えさせていただきます。 （例：4 月分利用料は 5 月 27 日に振り替え。通帳記載は「DF. ケアハート」。） 「振込」「現金」でお支払いの場合は、翌月の末日までに当月の利用料をお支払いください。「振込」の場合の振り込み手数料は、利用者又は利用者代理人負担でお願いします。
請求書	翌月 10 日までに当月の利用料の請求書を送付いたします。
領収証	入金確認後、領収証を発行します。事業所にて「現金」でお支払いをされた場合についても、入金手続きが完了次第、領収証を送付させていただきます。

16 運営推進会議

当事業所は厚生労働省令の定めにより、グループホームにおいて下記の通り協議会を開催しておりますので、積極的な参加をお願いします。	
協議会の名前	「つづみの丘」運営推進会議
目的	事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること。
構成員	利用者・利用者の親族・地域住民の代表者・市町村の職員・いきいき支援センターの職員・グループホームについて知見を有する者等
開催頻度	おおむね 2 月に 1 回
開催場所	地域の公民館又は施設内
内容	事業所活動状況の報告等
議事録の開示	議事録は構成員及び出席者の方に配布する他、事業所で閲覧することができます。

17 個人情報の取り扱い

① 当事業所は、サービスを提供する上で知りえた利用者、利用者代理人及びその親族等に関する情報について、介護保険法その他法令に基づく事業者への調査の場合を除き、契約中及び契約終了後に第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人、及び親族代表者の同意を得た場合、次の各号及び②の場合に必要な限度で、利用者、利用者代理人及びその親族等の情報等を提供及び活用します。 ア. サービスを提供するために実施されるケア会議において、介護・医療上必要な場合。 イ. ケアマネジャー及び他の介護事業者等との連絡調整において、介護・医療上必要な場合。 ウ. 利用者親族等及び運営推進会議構成員への配布物(たより・議事録等)に写真を掲載する場合。 エ. 運営推進会議において写真を使用する場合。 オ. 事業所内に写真を掲示する場合。 カ. 利用者親族等に写真を提供する場合。	
② 当事業所は「利用者親族等及び運営推進会議構成員への配布物」に使用した写真を、「事業所広告」「会社案内」「社内報」に使用することがあります。ただし、利用者又は利用者代理人、及び親族代表者より事前に申し出があった場合は使用しません。	

18 サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合	利用者及び利用者代理人は、事業者に対し、15 日以上予告期間において、文書で連絡をすることにより、契約を解除することができます。
	利用者及び利用者代理人は、事業者に次の事情があった場合、事業者文書で連絡をすることにより、直ちに、契約を解除することができます。 ①利用者、利用者代理人又はその親族等に対し、社会通念を逸脱する行為（ハラスメント行為を含む）を行った場合 ②介護保険法その他法令又は本契約に著しく違反した場合 ③正当な理由なくサービスを提供しない場合 ④事業を継続することが困難となった場合
事業者のご都合でサービスを	事業者は、事業を続けることが困難となった場合、利用者及び利用者代理人に対し、1 ヶ月以上の予告期間において、理由を示した文書で連絡することにより、契約を解除することができます。

終了する場合	事業者は、利用者、利用者代理人又は事業者は、次の事情があった場合、利用者及び利用者代理人に対し、文書で連絡することにより、直ちに、契約を解除することができます。ただし、事業者は、①の場合を除き、利用者及び利用者代理人に弁明の機会を与えます。 ①利用者又は利用者代理人が、他の利用者、利用者代理人又はその親族等もしくは事業者に対し、社会通念を逸脱する行為（ハラスメント行為を含む）を行った場合 ②利用者もしくはその家族等が故意に法令その他本契約の条例に重大な違反をし、または、他の利用者もしくは従業員に対するハラスメント行為等があり改善の見込みがない場合 ③利用者又は利用者代理人が、事業者に虚偽の事項を申告する等、不正な手段によりサービスを利用した場合 ④事業者が、天災事変その他やむを得ない事情により、事業を継続することが困難となった場合 ⑤利用者又は利用者代理人が、利用料の支払いを正当な理由なく 3 ヶ月以上遅れ、その後、事業者が利用料の支払い催告したにも関わらず、20 日以内に支払いをしない場合 ⑥利用者又は利用者代理人の利用料の滞納が常態化していると事業者が判断した場合 ⑦利用者が、6 ヶ月以上サービスを利用しない場合又は 6 ヶ月以上サービスを利用しないことが明らかな場合 ⑧利用者が、本契約書に記載の利用基準違反する状況に至ったと事業者が判断した場合 ⑨利用者の行動が、他の利用者または従業員の生命身体に危害を及ぼす、もしくはその危害に切迫した恐れがある場合、あるいは、ハラスメント等の言動がある場合、かつグループホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができない場合
自動終了	利用者が、要介護(介護予防にあっては要支援)認定の更新で非該当となった場合、所定の期間の経過をもって、契約は終了します。 次の場合、契約は自動的に終了します。 ①利用者が、死亡又は介護保険被保険者資格を喪失した場合 ②事業所が、介護保険法の指定を取り消された場合 ③利用者が、要介護(介護予防にあっては要支援)認定の区分変更により、非該当となった場合 ④利用者が、介護保険被保険者証に記載された住所地を、行政間の協議を経ずに、事業所の所在する市町村外に移転した場合

19 非常災害時の対策

非常時の対応	①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）施設長・氏名：足立竜弥 ②非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施時期：（毎年2回9月・3月）			
平常時の訓練	別途定める消防計画に基づき、年2回の通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練等を、利用者も参加していただき実施します。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	非常口・非常階段	有	消火器	有
	火災報知器	有	誘導灯	有
	火災通報装置	有	スプリンクラー	有
	煙・熱感知器	有	排煙装置	有
災害備蓄品	事業者規定の防災・危機管理手順書を基に備蓄しています。			

20 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共用サービスである指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 その他運営に関する事項

事 項	有無	備 考
利用者親族等への連絡	有	・あらかじめ届けられた連絡先に連絡します。 ・事業所の「たより」を定期的に送付します。 ・イベント等開催の際はご案内を送付します。
記録の保存	有	サービス提供に関する記録を契約終了後5年間保存し、閲覧及び写しの交付が可能です。
賠償責任保険への加入	有	職員のサービスの提供に起因して発生した身体、財物の損害・人格権侵害等について賠償します。
職員研修	有	・事業者の運営活動計画及び事業所の年間予定を基に、介護技術・知識に関する階層別の研修を、年間を通し計画的に実施します。 ・必要に応じ、外部研修の受講を奨励します。 ・OJTを随時行います。 ・事業所の年間予定に基づき次の研修・訓練を実施します。 ①緊急時の対応に関わる訓練・研修・(年2回 ※定期的) ②感染症・食中毒予防訓練・研修・(年2回 ※定期的) ③虐待防止・身体拘束適正化研修・(年2回 ※定期的) ④認知症ケア研修・(年1回) ⑤プライバシーと個人情報取り扱い研修・(年1回) ⑥倫理遵法・法令順守研修・(年1回) ⑦ハラスメント研修・(年1回)
委員会の開催	有	・事業所の年間予定に基づき次の委員会を開催します。 委員会メンバー:施設長・ユニットリーダー・スタッフ代表者等 ①身体拘束適正化委員会・(年6回 ※2ヶ月に1回以上) ②虐待防止委員会・(年6回 ※2ヶ月に1回以上) ③業務継続化委員会・(年6回 ※2ヶ月に1回以上)
使用マニュアル	有	・事業者規定の運営マニュアル・業務手順書・研修テキスト ・食品安全衛生管理基準書・防災、危機管理手順書等
使用契約書	有	利用契約書・重要事項説明書

22 ご利用に当たっての留意事項

ご利用・親族等の来訪	・面会時間は概ね9:00-18:00ですので、時間外にお越しの際は、事前にご連絡ください。 ・お車でお越しの際は、住宅が近接しておりますので、駐車場内でのアイドリングやヘッドライトの点灯は最小限にする等、近隣配慮にご協力ください。 ・発熱、嘔吐、下痢、咳等の症状がある場合、近親者の状況から感染症に罹患している可能性が高いと事業者が判断する場合、及び感染症の最終症状から保菌期間が経過していない場合は入館できません。 ・入館時には、手洗い、うがいを実施し、支障がない限り備え付けの消毒薬で手を消毒してください。また、必要に応じマスクを着用してください。 ・生物その他傷みやすい食品や金品等を利用者にお渡しする場合は、事前に職員に確認をしてください。 ・酒気を帯びた状態での入館は、原則としてお断りします。 ・親族間及び知人間等における、サービス提供に関係のない連絡事項・物品等の仲介はできません。
手荷物の管理	手荷物につきましては、原則として入館時にお預かりします。個人的な日用品の買物等サービス利用中に必要となる少額金銭を除き、貴重品につきましては持参しないようお願いします
設備・機器の利用	事業所内の設備や機器は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教・営利・政治活動	事業所内で他の利用者及び職員に対する宗教活動・営利活動・政治活動はご遠慮ください。

喫煙	喫煙は指定した場所をお願いします。
ペット持込	基本的にはペット類の持ち込みはできません。
贈答	利用料と関係のない金銭の贈答及び職員・他利用者個人への贈答は固くお断りします。
収入及び財産等の取扱い	利用者の収入及び利用者が権利を有する財産等につきましては、優先して利用料の支払いに充当するようお願いします。

23 相談・苦情の窓口

(1) 当事業所

守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘	窓口担当者 : 施設長 (荻原 圭子) : 1Fユニットリーダー (吉村 朝子) ご利用時間 : 毎日 9:00-18:00 ご利用方法 : 電話 052-739-2017 面接 相談室にて個別に対応
ケアハートガーデン 株式会社	所在地 : 〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル11F 窓口担当者 : 名古屋地区統括責任者 (佐藤 真) ご利用時間 : 平日 9:00-18:00 ご利用方法 : 電話 052-739-2017 面接 事業所相談室にて個別に対応

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 指導係	所在地 : 〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番1号 ご利用時間 : 平日 8:45-17:15 ご利用方法 : 電話 052-972-3087 : F A X 052-972-4147
愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室	所在地 : 〒461-8532 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号 国保会館南館7階 ご利用時間 : 平日 9:00-17:00 ご利用方法 : 電話 052-971-4165 : F A X 052-962-8870
上記の他、ご担当のケアマネジャーにも相談できます。	

24 事業者の概要

名称・法人種別	ケアハートガーデン株式会社 ・ 営利法人
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル11F
代表者	代表取締役 伊東 鐘賛
電話番号	03-5549-2600 (代表)
設立年月日	令和7年4月1日
定款の目的に定める主な事業	① 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、日常生活支援総合事業および地域支援事業、並びにこれらに付随する研修事業 ② 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業 ⑤ 終活支援事業 ⑥ 前各号に附帯または関連する一切の事業

25 重要事項の変更

本重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に関する書面を交付し、変更内容の説明をします。

共用型認知症対応型通所介護及び共用型介護予防認知症対応型通所介護のご利用を申し込まれるにあたり、本重要事項説明書により、個人情報の取り扱いを含む重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル11F
 名 称 ケアハートガーデン株式会社
 代表者名 代表取締役 伊東 鐘賛 印

説明者

所在地 名古屋市守山区百合が丘 3005 番地
 名 称 守山ケアハートガーデン グループホーム つづみの丘
 氏 名 施設長 荻原 圭子 印

私は、本重要事項説明書により、当事業所の共用型認知症対応型通所介護及び共用型介護予防認知症対応型通所介護について個人情報の取り扱いを含む重要な事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所
 氏名 印

利用者代理人

住所
 氏名 印

本重要事項説明書 17 項について同意します。

親族代表者

住所
 氏名 印

*記名・押印がない場合は、利用者代理人が親族代表者を兼ねます。